

### 第3回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議録

平成19年10月5日(金)市庁舎6階第二研修室

出席委員 間哲朗委員長 中川伸二委員 野崎善男委員 東出和彦委員

村田伊代子委員 安村美江委員 吉岡正志委員

欠席委員 岡田充弘委員

事務局 保健福祉部長 上谷嘉澄 政策監 津山恭之 長寿社会室長 杉原好計

長寿福祉課長 南本利治 長寿福祉課長補佐 尾上雅規

長寿福祉課主任 木村康裕

#### 委員長

お待たせいたしました。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から第3回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会をはじめさせていただきます。本日の出席委員は7名で岡田委員は欠席でございます。

まず最初に、すでに皆様方には前回の委員会の会議録をお送りいたしておりますが、このことにつきまして内容の誤り等ございませんでしたでしょうか。

(意見なし)

それでは、特に誤りは無いようですので、本日の委員会が終わりましたら、中川委員、村田委員さんには、事務局が用意しております会議録に署名、押印をお願いします。

なお、議事録の公開につきましては、決裁等の事務手続きが整い次第行いたいと思いますので、ご了承をお願いします。

次に本日の議題でございます。老春手帳優遇制度に関するアンケート調査の項目の決定についてでございます。アンケート調査の原案に対しましては、前回の委員会で議論をしていただきました。その後、8月7日の市議会厚生委員会や9月定例会では、過去2回の検討委員会の内容につきまして、議会のほうでも議論していただき、アンケートの内容等について、いくつかの修正や追加のご要望をいただきました。これらの修正意見や追加の要望等の反映させた修正案を事務局で作成し、委員の皆様にお送りさせていただいたところです。今日は、これらの修正について、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。まず事務局から、修正箇所と内容について、説明していただきたいと思います。それでは事務局のほうでお願いします。

## 事務局

それでは失礼いたします。アンケートの調査項目ということで、修正、追加された点を中心に説明させていただきます。このアンケートは、7月27日の検討委員会で提案させていただきました、たたき台について、同日の検討委員会で出させていただきました修正項目、また、8月7日の厚生委員会で出された修正・要望、また、9月定例議会で出された項目追加、要望等について修正させていただきました。その他のことにつきましても事務局で再度、精査いたしまして修正案として委員のみなさまに送付させていただいたところです。ところで主な修正箇所についてですが、お手元にA4の1枚もので「老春手帳優遇制度に関するアンケートの調査項目の主な修正箇所」という資料をお配りしています。それに基づきまして説明させていただきます。

まず1点目でございます。7月の検討委員会で、なぜアンケートを行うのかと、市の財政状況等の背景を説明するべきではないかのご意見がございました。説明のための文書を入れさせていただきました。これが、そこにあります「老春手帳優遇制度に関するアンケート調査について(お願い)」というお願いの文書でございます。

次に、原案でありました、現在の住まいに関する設問、これは修正案で70歳以上の場合の1ページ、表紙の裏でございます。ここの問の1の次に現在の住まいに関する設問がありましたが、あまり意味が無いと思われましたので削除させていただきました。

次に、70歳未満の方に対する設問で、原案では問1の最後の部分で免許をお持ちかどうかきいておりましたが、今回のアンケートの趣旨に直接関係がないということで削除させていただきました。次に70歳以上の方用の2ページ、問1の外出の頻度がございしますが、その外出の頻度の設問の前に現在の健康状態についての設問がありましたが、これも直接的な関係があまりないということで削除させていただきました。次に、70歳以上の方用の5ページ問11でございます。ここでは、現在の制度の問題点を尋ねております。原案では、高齢化が進み対象者が増えることによりバス会社の経営に影響があるという答えと、バス路線の新設やコミュニティバスの創設の支障となっているという答えを用意しておりましたが、制度があるから生じるという問題であるとは言えないのではないかということで、削除をさせていただきました。

次に、これは前回の委員会でご指摘があったところですが、優待乗車の負担のあり方について、これは6ページの問12のでございますが、原案では答えの1番の次に全員が年1回所得に応じて自己負担するという、それを修正案にありますように負担増はやむを得ないという答えを加え、次のの方で具体的な負担の方法をきくというように改めさせていただきました。それから、原案では問12の中で優待乗車証の

利用可能時間帯についての設問がありましたが、制度見直しの検討の中でも利用時間帯を限定するという事は考えておりませんので、あえて利用時間帯についての意見をお聞きする必要性も少ないということで削除させていただきました。

次に、7ページ問13になりますが、9月定例会で、議会から制度検討委員会で作られている見直し案について、アンケート調査の中で市民の意見を聴いてはどうかという提案がございましたので、ここに新しく加えさせていただきました。次に修正案、問19、これは70歳以上11ページでございますが、問19の答えの5番目、原案ではもう少し前のほうで、今後どのような福祉施策を希望されるか、設問がございましたが、この設問は優遇制度に関する設問の後にすべきということで、こちらのほうに移すこととしました。それから少子化対策ということも追加させていただきました。

もどしまして、70歳以上の修正案の8ページ、問14と問15でございます。原案では、入浴券、映画券の今後をどうするか、今後についてのみ訊いていましたが、現在の利用の状況、及び理由等について追加をさせていただきました。

最後の9ページ問16、17でございますが、議会の厚生委員会で答えの順番でございます、答えの順番について優待乗車制度と同様に現行のままでよいを一番最初に持ってきたほうがよいというご指示をいただいておりますので、このように修正をさせていただきます。

以上主な修正箇所についてご説明させていただきました。このほかアンケートの表紙、7番が回答の期日、アンケート調査返送期限が10月10日になっておりますが、今日決定いただいて、印刷にかかりまして発送という段取りになりますので、10月10日では当然間に合いませんので、もう少し後の期限になる予定でございます。それから、アンケートの対象者の抽出は無作為でということをお前の検討委員会でも申し上げましたが、一応年齢別の人口割合に応じて抽出することになると申し上げておりましたが、やはり受益者の考え方が一定のウエイトを占めるべきということで、全体は2,000人で変更はありませんが、70歳以上で1,000人、70歳未満で1,000人というように訂正させていただきます。以上簡単でございますが説明をさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。それではアンケート調査対象70歳以上1,000人、70歳未満1,000人というのも含めまして、アンケート調査項目についてご意見ご質問はございませんでしょうか。

委員

老春手帳の調査項目の修正箇所の7番に、優待乗車証の利用可能時間帯についての

設問は削除しましたとありますね。それで、70歳以上の3ページ問5のところに優待乗車証を主に利用する時間帯はいつですかという質問がありますが、これ時間帯の制限がないのでしたら、この設問は必要なんですか。

事務局

これは、利用状況を調べるということです。現在奈良交通は9時半からですか「ひまわり」の時間帯になるということもありますので、利用される時間帯だけはおききした方がよいのではないかとということです。

委員

このアンケート調査のお願いですが、分量も多すぎてお年寄りに読みづらいのではないのでしょうか。もう少し要約するとか、文字を大きくするとかした方がよいのではないのでしょうか。

それとアンケート2ページの ですが、外出の頻度というのは回数のほうがわかりやすいのではないのでしょうか。それから4ページの間8ですが、これは公共交通機関に要する経費ですね。マイカーの経費は関係ないわけですね。それがちょっとわかりにくいと思います。0円のところ交通機関を利用しないと書いていますのでわかるんですが、マイカーを利用しているいろいろ動いておられる方は交通経費と考えたらちょっとわかりにくいと思います。交通経費のところ公共交通機関と入れたほうがわかりやすいと思います。それともう一つだけ6ページの間12の ですが、この年齢を上げる下げるとするのは一般的にわかるのかなと。上げるというのは、70歳以上にするということですか。下げるというのは70歳以下にするということですか。

事務局

交付対象年齢を引き上げるという表現でよろしいでしょうか。

委員

いずれにしても頭のカッコは要らないのではないですか。

委員

年齢を高くするというほうがわかりやすいのではないですか。

委員長

それでは、ただいまアンケートのお願い文書をもう少しわかりやすくしたほうがよいという意見、それから頻度という言葉は回数にしたほうがわかりやすいという意見、交通機関のところマイカーの経費は除くことをはっきりわかる表現に、それから70歳の年齢を高くする表現をわかりやすくというご意見がありました。

そのほかございますでしょうか。

委員

問8の1ヶ月の交通経費の支出はどの程度ですかという設問の意図はなんですか。

事務局

バスだけではなく、いろいろな交通機関があると思いますので、それをどれくらい使っているかというデータはどこにもございませんので、ここでその内容をお聞きしているというのが趣旨でございます。

委員

バス以外のということですか。

事務局

バスも含めてということですよ。70歳未満の方も同じ設問がありますので、バスも含めてです。ただ、70歳以上の方はバスの経費というのは、市内は無料となりますので含まれないこととなります。

委員

3万円という上限の案を一度出しておられるので、その参考にしたいということですね。撤回されてますけどね。

事務局

通常、公共交通機関にどれくらいの経費を使っておられるか訊くというのが趣旨でございます。

事務局

お願い文書ですけれども、優遇施策の説明を裏面に移して、もう少し文字も大きくわかりやすく修正したいと思います。あまりにもボリュームが大きいので。そういうことでよろしいでしょうか。

委員長

それでは、優遇制度の説明は別途記載するという事です。ほかにもございませんでしょうか。

事務局

今ご提案いただきました箇所ですけれども、修正いたしまして、修正したものをそれぞれ委員さんにお送りしたいと思います。そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員同意)

委員長

それでは、ご発言の趣旨を踏まえまして、文言の修正後お送りいただくということですのでよろしくお願ひします。その他ございませんか。

それでは続きまして、前回の委員会で、委員さん方から中核市の優待乗車の制度について、細かい内容も含めた資料ということで要望がありました。事務局の方で資料を作ってくれていますので、事務局から説明してもらいます。それと、風呂と映画についても、少し資料を用意いただいておりますので、併せて説明をお願いします。事務局よろしくをお願いします。

#### 事務局

それでは説明させていただきます。お手元の方にA4の横綴じで資料を用意しています。資料1から5までであると思いますが、よろしゅうございますでしょうか。まず、資料1です。前回の委員会で中核市の優待乗車の制度についてということで、ご要望がございました。そこで優待乗車証の制度につきまして乗車証あるいは、回数券などの交付時あるいは申請時に自己負担が、それぞれ中核市の中で必要なものとそうでないもの、またその中でも利用回数や金額に制限のあるもの、ないもの。さらに実際バス等に乘られるときに自己負担が必要なものとそうでないものに区分いたしまして、それぞれの市の制度がそのどこに当てはまるのかを表にしました。ご覧いただきたいのですが、現在中核市は35市ございます。そのうち、高齢者に対して優遇制度があるものが21市ございます。制度そのものが無いのが11市でございます。そのほか短期間のみ優待乗車の制度がある市が下関市、これは2ヶ月間のみです。で短期間のみ取り扱いですので表には入っておりません。また、横須賀市、金沢市ですが、横須賀市はルートを決めた福祉バスの制度を採用しておられる。一般の乗り合いバスとかそういう制度ではございません。金沢市は老人福祉センターに来られた方に帰りのバスの乗車券を渡している、という限定された制度ということで、優待乗車とは趣を異にしているということで、これも表からはずしています。ということで一般施策として実施しているのが21市ございます。その表にありますように、優待乗車証を交付するときに自己負担がいらぬ、というのが14市。自己負担が必要というのが7市あります。説明もうしあげますが、優待乗車証交付時に自己負担がいらぬという市の中で、利用回数、金額にも制限がないというのが9市ございます。その中で、実際バスに乗るときも負担が無いというのが2市、高槻市と姫路市です。ただ、高槻市は市営バスのみ、姫路市も市営バスもありますが、民営バスも使える。その次に、これが一番多かったんですが、利用時に一部自己負担が必要と、優待乗車証交付時に自己負担は要りません、利用回数に制限はありません、乗るときに自己負担をお願いしますという市が7市。函館が1回乗るたびに運賃の半額、川越は1回100円、ただし80歳以上は無料。長野市も1回100円。和歌山も1回100円。大分市、これは1回100円から300円の間ということでございます。宮崎市は1回100円、

鹿児島市は1回につき3分の1を負担。鹿児島市はICカードを導入されていると伺っております。

それから、優待乗車証交付時に自己負担は要りません、ただし利用限度額があります、その中でも利用時の自己負担がないのが5市ございまして、岐阜が年間で4,800円、豊橋は1,600円、岡崎は3,350円から3,950円。終日使える券が3,350円、昼間の時間帯のみ利用する場合、3,950円ということになっております。それから、福山これが利用限度は3,000円、長崎は5,500円という内訳になっております。それから優待乗車証交付時に自己負担が必要、これが7市あります。7市のうち利用金額、回数に制限がないというのが4市、4市の内訳ですが、バス利用時に一部自己負担がないというのが2市ございまして、現行の奈良市と青森市。奈良市は年間2,000円の利用料をいただいております。青森は、年間12,000円必要です。それからバス利用時、一部自己負担が必要というのも2市ございまして。これは旭川と富山ということで、旭川市は優待乗車証を交付するときに2,000円、1回乗るたびに100円を負担してもらい、富山市は交付時に500円負担してもらい、1回乗るたびに100円を負担してもらいという制度でございまして。それから、優待乗車証の交付時に自己負担をして、利用限度額を設けている市、これが3市、秋田と宇都宮と熊本です。秋田市は回数券の購入時に助成しているという程度です。逆に言いますと本人さんは購入時に1冊600円ですが1ヶ月に7冊まで購入できます。600円負担して1,000円分購入できるわけです。要は1,000円の回数券が600円で買えるということです。それから宇都宮市、交付時に1,000円負担して、5,000円分を渡す。5,000円分の回数券が1,000円で買えるというわけです。熊本市は、同じように5,000円の券が1,000円で買える、こういう制度になっています。これが、バス優待乗車証の利用者負担の状況別といいましょうか、こういうことになっています。

次に、資料の2ですが、優待乗車証について利用できる交通機関は何かという観点から調べました。一番上が、バスのみ、バスだけが優待乗車証で利用できる交通機関というところが12市、まあ、一番多いわけですがけれども。それからバスとそれ以外の交通機関の併用のところ、バスにも乗れて市電にも乗れるというようなところが5市。それからバスと他の交通機関を選択してくださいという制度、どちらか一方というところが4市ございまして。ただし、この旭川市はJRの乗車券を交付していますが、バス路線の無い地域はJRの乗車券を渡しているという制度でございまして。それから、これは再掲になりますが、タクシーが利用できる市もあります。6市。ただし、アンダーラインの市になりますが、船橋、豊田、高松、ここはバスの制度はありません。

バスとか電車というのは無くて、タクシーのみのところですが。しかも、介護認定に係っておりまして、例えば船橋は要支援以上の要介護度が出た人はタクシーが使えますよと、豊田市は介護認定を受けた人、高松市は、65歳以上で在宅で介護認定を受けている市民税非課税の人という制度でございます。

それから資料3ですが、現行の市内の公衆浴場、銭湯でございますが、13箇所ございます。以前は、富雄とか西大寺とかにございましたが、現在は13箇所ということで、場所を表示した資料を用意しました。

それから資料4と資料5でございますが、これは第1回委員会的时候に入浴券と映画券の現行制度と見直し案を提出させていただきました。同じ内容でございますけれども、もう一度、入浴券、映画券の議論をしていただく参考にとということで今回もまた付けさせていただきます。

その他A4の縦で色刷りの資料、これは10月1日から優待乗車証がICカードになりました。バスの中に吊っていただいて、使い方を広報してもらっています。参考までに付けさせていただきます。以上でございます。

#### 委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から全国の中核市でのバスなどの優待乗車制度につきまして、その類型と、銭湯の分布の状況、これまでの見直し案などについて説明いただいたわけですが、そこで次の議題ですが、制度の見直しについては、移らせていただきます。しかし、今日、この場で奈良市としての見直しの具体案について、結論めいたものを作るのは困難であると思いますので、今日のところは委員の皆様のお話を自由にお話いただいたらと思います。ただいまのご説明を聞いたり、資料を見たりする中で、感じたまま、頭に浮かんだまま結構ですので、どなたかご意見はございますでしょうか。

#### 委員

中核市のバスの優待乗車制度の説明を詳しくしていただいたわけでございますけれども、この回数等の制限ということで、利用回数・金額に制限なし、これが高槻、姫路と、バス利用時に自己負担なしが高槻、姫路と、同じように見ていきまして、利用回数・金額に制限なし、これは同じことと思いますが、次のところで、バス利用時に一部自己負担なしとして奈良が、上げられております。この意味、奈良と姫路の場合ですけれども、奈良の場合には1年に1度2,000円を負担している。姫路は、全面的に負担なし。ここで負担なしと、2,000円というのは、一部負担していると、ということではなからうかと。よく考えてみると利用時というのは1回1回利用するたびに負担をするんだなと解釈するんですけれども、この姫路の項目の並び方、同



じような書き方をしているけれども奈良も負担無し、姫路も負担無し、しかし奈良は、1年2,000円負担している。同じように半年1,000円というのもあるんですか。

事務局

はい、あります。

委員

そうですね。この辺のところどうですか。

事務局

この表をこしらえますときに、どういうふうに分けるか悩んだわけですが、バス券を交付するときに、自己負担が要る市と、要らない市でまず分けたということ、こういう分類になっております。利用時負担を一番前に持ってくれば、また違う表になるわけです。どういう断面で切るかで表が変わってくるわけです。

委員

まあパッと見たときに、同じようなことで奈良は負担しているとそういう書き方もあると思います。

事務局

前回の資料の一覧表の形式では、同様の市が何市あるかわかりませんので、分類しているわけなんです。どこで分けるかという問題なんです。どの制度の市が何市あるかというのをわかりやすく表現したいわけなんです。委員さんがおっしゃるように、別の分け方もあると思います。

委員

まあ、これは参考までの意見ですので。

事務局

使える交通機関がバスに限定していますが、姫路はバスだけではなく電車、山陽電鉄ですか、もあるので制度的には違うんですが、バスだけに限って言うと、姫路は交付時の自己負担は要らない、利用時の自己負担も要らない、奈良市は交付時は2,000円負担していただくけれども、利用時の自己負担は要らないこういう制度の違いでございます。

委員

よろしいでしょうか。中長期的に奈良市の交通体系から見て、将来人口が増えるとかそういうことも考慮に入れて、奈良市の交通体系の中で市営バスを運行するというような、構想は今のところありますか。姫路なんかは今市営バスが走っています。まあ、人口規模も違いますが、ところによっては市営バスで運行しているところもある

わけなんです。将来、そういう構想は、都市構想、全体の中で考えておられるのですか、いやそれとも、ぜんぜん考えておられないのか。

事務局

話としては、まだ検討はないです。現実はないです。新聞を見ましても、大阪でも民営化するようですので、ほぼペイしないのは事実だと考えられます。たぶん無いと思いますが、検討している事実も現在は無いです。

選択肢として、コミュニティバスは検討する価値はあると思います。

委員

例えば山間地域に補助というんですか、補助を出して走らせるというような、そういう構想もありますね。それから、ひとつは福祉バスというものもありますね。あるいは通学バスとか。もちろん、今度の場合は高齢者を対象としたバスですが、そういう全体の構想の中で、解決する糸など見えてくるものがないのかなと考えたわけです。

事務局

いわゆる全市を網羅したような市営バスの構想はないわけです。

委員

ということはバスといえば、ほとんど奈良交通ということですね。路線バスというのは。NCバスや他にもありますが。

制度をこのまま続けるとするならば、市内を網羅している奈良交通を利用する頻度が多いと思いますが、近鉄も奈良市内を走っていますし、JRも市内を走っている、その沿線に住む人たちの利便性からみれば、市民の公平性を考えれば、使えるようにするのは一つの方法ではないかと考えます。はたしてどれだけの需要があるかはわかりませんが。

例えば富雄から奈良へ出て来る場合は、ほとんど近鉄を利用されますね。バスで来るという人は、ほとんど無いと思いますが。そういうことを考えると近鉄の方が早く、時間的に。路線バスというのはあるのですか。

委員

乗り換えればあるんですが。直通は富雄からは。

委員

制度を続けていくのであれば、より市民の公平さを求めていかねば。一部の、今でしたら180円区間の利用が多いと思うんですが、市内循環がおそらく一番多いと思います。もちろんそれはそれで結構なんですけど、郊外にお住みになっている方とかも、同じ税金の納税者ですので公平な目で利用ができるように将来考えていく必要がありますね。

委員長

その他どうでしょうか。

委員

銭湯はずいぶん偏ってますね。ほとんど旧市内だけです。これは必要かなと思いますね。

委員

お風呂の無い家の方は、必要でしょうけど。

委員

銭湯はほんとに少なくなりましたね。昔はもっとたくさんあったんですが。利用者の地域に限られますね。

委員

何とか湯としてやっているところは利用できないんですね。

事務局

スーパー銭湯は現在のところ対象外です。

委員

あれなら近くにあるんですが。

委員

それからもうひとつ映画の入場券も地域が偏っていますね。文化ということでとらえるのか、利用する人の娯楽ということでとらえるのか、娯楽ということであれば、映画だけではなく、もっとほかにも考えなくてはならないでしょうし。高齢者が使うということであれば、映画よりも介護予防の施設を使えたり、リハビリセンターの利用回数券のようなものであったり、奈良市としては介護保険保険料からの財政支出を抑えることもできるのではないですか。

委員

今の意見にもありましたように、今は奈良市の財政は非常に厳しいというところで、こういう話になってきているわけですね、基本的な考え方は。やはり、困っているお年寄りの方を優先して負担をしていくということを基本的な考え方にしていくべきですね。今も言われていたように、映画館は娯楽ということでしたが、今厳しい財政の中で負担をしていくのであれば、それよりも困っているところに持っていくのを重要視するほうがよいのではないかと思います。もうひとつは、経済的に裕福な方より、経済的な事情で優遇すべき人を優遇するという制度を今まで以上に考えていかなければならない。プラスアルファ娯楽ということも考えられるわけですが、市の財政状況からどうなのか、市がどれだけ負担できるのかを考えながら、見直しをし

ていかなければならないのかなと思います。

委員

入浴は生活の中に含まれることですが、映画ということになると今年で言えば年間6,200万円という経費が必要なわけです。これだけの経費をかけて、生活困窮者の立場から見ると、この制度はもっと他の方法に変えたらどうかなと思います。映画そのものは極端に言えば廃止してもいいと思います。同じ費用をかけるのであれば制度を考えたほうがよいのではと思います。

委員

財政的に余裕があればいいんですけどね。

委員

映画は、社交の場にならないですしね。自分が見に行っただけです。しゃべっていたら怒られますね。映像メディアは、ものすごく発達してきていますからね。地上波デジタル放送も出てきて、映画も自宅で見られますしね。映画は、いいのではないかなと思います。風呂もどうかと、他にまわしてもよいのではと思います。バスならバス集中的にやるとかね。これはバブル時代にいろいろ要求があって、ばらまいてきた制度でしょ。それで考え直す時期に来てるからやってるわけで。健康管理の一環、社交の場、社会参加だというわけですが、そういう意味でよく考えたらどうかと思います。ただ、アンケートで現行制度のままでよいというのを一番上に持ってきたら、皆さんそこに を打つと思います。

委員

このバス優待制度が始まったときから見たら、最初85歳からでしたが、高齢世帯の方がものすごく増えてきたと思います。始まったときより。そしたら、娯楽に行くというより今は生活支援ですわ。今まで買い物に行っていたスーパーが無くなったりやコンビニもつぶれたり、バスで駅まで行かないと買い物ができないという状況になってきている。バスが無料だからスーパーにバスで行って帰ってこれる。お年寄りはたくさん持てない。いっぺんに買いためもできない。奈良市ではバスが生活に密着していると思う。駅まで歩いていける人は限られています。ほとんどの人が駅へ行くのにバスに乗らなければなりません。ということでバスの制度というのはできるだけ優遇してもらって、映画とかは娯楽ですので、楽しみも必要だと思いますが、バスとは助成ということでは、ちょっと違うのかなと思います。以前でしたが、交付時5,000円払ってでも、後は1回くらいというのを払わずに行きたいというか。

委員

みんなでもこの話はよくするんですが、乗車券についてはぜひやってほしい。しか

し映画や風呂券のことはあんまり関心持ってませんね。あんまり利用している人も少ないと思います。特にこの映画については高齢者だからしてもらえ、してもらうのが当たり前だと、私はこの考えが一番いかんと思います。大体今の風潮としてそういう考えの人が多くなっている。だからこうして、市のほうからこういう優待のことをしてもらっていても感謝の気持ちをまず持たないとだめです。ところがこういう優遇制度があるからしてもらうのが当然だというふうな意識をね、この際やっぱり変えていくべきだ。風呂に行くにしても、1回については100円出して、そして感謝して入れてもらう。映画券もぐっと制限してもらってもいいと思います。

委員

あんな、たくさん無くてはね。少ない枚数にするとか。

委員

ある人に言わせたら映画は、芸術・文化であると。現在の場合は、充分テレビでも見ることができるんじゃないか。市がわざわざ無料券を出してまでしなければならない事業ではないのではないかという話をしていたんですが。

委員

この映画の券は、映画館に市から出されるんですか。

事務局

老春手帳お持ちの方で希望者には市役所、出張所、連絡所等で請求していただきます。それを映画を見るときに映画館に出していただきます。映画館では、映画券の枚数分、市へ請求してもらいます。そういう制度です。

委員

映画の制度をしているのは中核市でも奈良市だけなんですね。

事務局

前は和歌山市でも、やっておられたようですが、今は奈良市だけです。

委員

バスを見直すときに、この映画券等も見直さないと。でないと後でそれだけ見直すことはできませんからね。

委員

全体のなかで見直さないと。

委員

一番何が高齢者にとって必要なことかを考えて。一番必要なことに使っていただくよう。

委員

この映画入場券の制度のワンコインの案はどうなんでしょうね。

事務局

見直し案の中で映画の場合は、平成18年とこの平成19年3月に1回につき500円を負担していただく見直し案を予算措置の中で上げたんですけど、現在のところこの制度は採用しておりませんが。

委員

この映画にしてもすぐDVDになりますよね。ちょっと辛抱したら見られるわけですね。レンタルもありますからね。それより大仏さんの参拝券をわたしたほうがいいのかと思う。

事務局

東大寺は老春手帳にご協力いただいております、無料で参拝できます。

委員

正倉院展はどうですか。

事務局

あれは、国立博物館です。70歳以上の方は奈良市の人に限らず無料で入館できます。ただし、正倉院展などの特別展は別途入場料が必要です。

委員

このお風呂の一般浴場と共同浴場はどう違うんですか。

事務局

一般浴場というのはいわゆる銭湯です。町にあるお風呂屋さんです。共同浴場というのは、旧同和地区で運営されている浴場です。市が設置して、その地域で運営していただいています。

委員

老春の家は無料ですので、ご利用いただいたらいいと思います。

委員

どっちにしても、旧市内までは私たちでしたら、電車に乗っていかなければなりませんけどね。

委員

確かに銭湯は社交の場になることがありますね。いろんな情報交換をしたりね。

委員

銭湯はかなりしんどいようですね、来ていただかないと。

委員

わりに福祉の情報なんかでも早いですよ。

委員

家に風呂があってもね、銭湯いきますね。よろこんでいきます。

委員

それは高齢の人ですね。若い人、うちの子どもらは銭湯行かないですね。家のお風呂しか。

委員長

それでは、いろいろご意見いただきました。全体的には映画、入浴券を見直すという意見が多かったと思います。それよりもバスの方に集中したほうがよいという意見が強かったと思います。市民の利便性を考えて、どうすれば公平なのか、何がほんとうに高齢者にとって必要なのか、また経済的に困っている人に重点を置くべき、いろいろなご意見をいただいております。いずれにいたしましても、アンケートも実施されますので、その結果も見た上で、今日出していただいた意見を確定できるかと思っております。

予定通り進みましたら、次回はアンケートの集計結果、あるいは10月1日から実施しておりますバスのICカード化により、10月分のバスの利用実態が判明しますので、これらを踏まえた議論ができると思います。

そこで、次回の委員会の日程ですが、11月6日には議会の厚生委員会が開かれることが決まっておりますので、この日までに次回の委員会を開くことができればよいのですが、アンケート集計やバスの利用実績の集計などを考えますと、ちょっと無理かなと思います。11月の第3週あたりが適当ではないかと思っております。そこで自分の都合を上げて恐縮ですが、11月15日の木曜日の午前とさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員

結構です。

委員

都合が悪いです。

委員長

そうしたら、11月14日の午後はいかがでしょうか。

委員全員

結構です。

委員長

そうしたら、次回は11月14日水曜日の午後1時半から開催させていただきますので、よろしく申し上げます。

その他に何かございますか。

事務局

アンケートの調査項目ですけれども、修正した内容を後日郵送させていただくと申し上げましたが、日程的に10月末までに集計をしなければならないということもございまして、今日の議論いただいた内容で修正して委員の皆様へ送付させていただき、同時に印刷にからせていただくということでもよろしいでしょうか。

委員の皆さん。

結構です。

委員長

他に何かございますか。

それでは、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

### 第3回奈良市老春手帳優遇制度検討委員会会議録署名人

委員長（議長） 間 哲 朗

署名人 中 川 伸 二

署名人 村 田 伊 代 子